

医療情報取得加算に関する掲示

- ・当院は、オンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報・特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診察を行います。
- ・診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

上記の体制により、令和6年12月より、医療情報取得加算として、以下の点数を算定します。

医療情報取得加算	初診時	1点
	再診時	1点(3月に1回限り算定)